

(写)
4 西監第 207 号
令和 5 年 3 月 30 日

西東京市議会議長 酒 井 ごう一郎 殿

西東京市監査委員 櫻 井 勉
(公印省略)

西東京市監査委員 橋 本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤 田 美智子
(公印省略)

令和 4 年度定期監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

総務部 総務課
都市基盤部 道路課

第3 監査の範囲

令和4年4月1日から9月30日までの各課における財務に関する事務及びその他の事務の執行（国・都支出金等の歳入及び補助金等の歳出に関しては、令和3年度執行分を含む。）

第4 監査の期間

令和4年10月3日から令和5年3月30日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- | | | |
|--------|----------------|-------------|
| 1 実 査 | 令和4年12月15日、16日 | 実施場所：各課執務室等 |
| 2 説明聴取 | 令和5年1月30日、31日 | 実施場所：監査委員室 |
| 3 講 評 | 令和5年3月13日 | 実施場所：監査委員室 |

第8 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。
- 7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第9 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 個別的指摘事項

(1) 総務部 総務課

ア 記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順では、接続が許可された記録媒体について、記録媒体の種類、名称及び保管場所などを記録し、管理、更新すること、記録媒体を使用する際は、使用日時及び使用者名などを記録すること、未使用時には記録媒体内にデータがないようにすることを定めているが、管理台帳、使用記録簿に記載していないもの、記録媒体内のデータが消去されていないものが見受けられた。

手順にのっとり適正な管理を行うべきである。

(2) 都市基盤部 道路課

特に指摘する事項はない。

2 意見要望事項

今回の監査では、「個別的指摘事項」でも述べたとおり、一部に改善を要する事項が見受けられた。

市では、定期監査における指摘事項等を踏まえ、事務改善に向けて職員研修を始め様々な取組が組織的に行われている。今回の監査において、主管課契約に関する事務に改善が見受けられたことを鑑みると、事務処理改善の努力が功を奏しているものと考えられ、一定の評価をしているところである。

一方、情報セキュリティ対策については、個人情報流失等の重大な事件・事故等を未然に防止するため、比較的軽易と思われる事務処理誤りであっても指摘事項として取り上げ、特に慎重を期した事務処理を求めてきたところである。

しかしながら、情報セキュリティに対する職員の認識は、十分とはいえない状況であることから、個人情報の流出につながるリスクについて改めて各部署が再認識するとともに、継続して改善策に取り組まれることを望むものである。

監査対象課の概要

【総務部 総務課】

○分掌事務（令和4年4月1日現在）

- 庶務調査係
- (1) 総務事務に係る基本的な企画及び調査研究に関すること。
 - (2) 総務事務に係る総合調整に関すること。
 - (3) 基幹統計調査に関すること。
 - (4) 市政統計及び行政基礎資料の作成、収集及び編集に関すること。
 - (5) 統計資料の分析に関すること。
 - (6) 行政区域界に関すること。
 - (7) 物品の寄附の受領に関すること。
 - (8) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。
 - (9) その他他の部課に属しない事項に関すること。
- 田無庁舎管理係
- (1) 田無庁舎及びその附帯設備の管理に関すること。
 - (2) 田無庁舎の庁用車（他の部課の管理に属するものを除く。）の管理及び運行に関すること。
 - (3) 市有建物及び庁用車等の保険に関すること。
 - (4) 庁用車の事故に係る処理に関すること。
 - (5) 代替店舗に関すること。
 - (6) 宿日直に関すること。
 - (7) 不用物品（学校で供用されていた不用物品を除く。）の処分に関すること。
- 保谷庁舎管理係
- (1) 保谷庁舎及びその附帯設備の管理に関すること。
 - (2) 保谷庁舎の庁用車（他の部課の管理に属するものを除く。）の管理及び運行に関すること。
 - (3) 保谷庁舎における文書の発送に関すること。
 - (4) 保谷庁舎における総務部が所管する簡易な受付事務に関すること。
- 法規文書係
- (1) 公印に関すること。
 - (2) 公告式に関すること。
 - (3) 条例、規則及び訓令に関すること。
 - (4) 文書の審査に関すること。
 - (5) 文書の発送に関すること。
 - (6) 文書及び図書の整理保存に関すること。
 - (7) 市議会の招集及び議案に関すること。
 - (8) 訴訟事務及び行政不服審査の総合調整に関すること。
 - (9) 固定資産評価審査委員会に関すること。
 - (10) 事務報告の作成に関すること。
 - (11) 各行政委員会との連絡調整に関すること。
 - (12) 行政資料の管理及び情報の収集提供に関すること。
 - (13) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

- (14) 市刊行物の発行管理及び頒布に関すること。
- (15) 情報公開事務の総合調整に関すること。
- (16) 情報公開コーナーの管理運営に関すること。
- (17) 行政手続に関すること。

(1) 職員の配置状況 (令和4年4月1日現在)

(単位：人)

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1		1	1				1	4	1	2	9		1	1		22

※主任のうち1名は、再任用職員である。

※上記のほか、会計年度任用職員として、宿日直事務員8人、情報公開コーナー・郵便事務員2人、事務補助員2人が配置されている。

(2) 令和3年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額等	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【一般管理費】								
02 一般管理事務費	117,643,000	112,675,313	4,967,687				112,675,313	
05 田無庁舎等維持管理費	277,023,000	274,724,563	2,298,437	6,000			272,085,563	
06 保谷庁舎管理事務費	3,757,000	3,393,968	363,032				3,220,968	
07 保谷庁舎維持管理費	149,530,000	141,612,143	7,917,857				141,047,143	
08 争訟関係費	6,567,000	5,089,376	1,477,624				5,086,376	
15 田無第二庁舎等整備事業費	101,386,000	101,386,000	0			91,200,000	10,000,000	
【文書費】								
01 文書管理事務費	29,638,000	24,386,209	5,251,791				69,000	
02 情報公開・個人情報保護費	7,303,000	6,512,607	790,393				6,512,607	
【財産管理費】								
04 庁用車維持管理費	33,888,000	25,717,487	8,170,513		7,435,000		649,000	
05 代替店舗維持管理費	17,626,000	13,155,968	4,470,032				6,705,000	
【税務総務費】								
02 固定資産評価審査委員会費	336,000	44,038	291,962				44,038	
【統計調査総務費】								
02 統計調査事務費	343,000	315,784	27,216				315,784	
【基幹統計費】								
01 統計調査員確保対策事業費	63,000	35,000	28,000		35,000		0	
02 経済センサス調査区管理費	19,000	3,000	16,000		3,000		0	
03 学校基本調査費	29,000	26,000	3,000		26,000		0	
04 建設工事統計調査費	82,000	72,100	9,900		72,100		0	
05 令和3年経済センサス活動調査費	6,700,000	4,814,613	1,885,387		4,603,000		211,613	
合計	751,933,000	713,964,169	37,968,831	6,000	12,174,100	91,200,000	20,797,000	

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額		694,420,055	178,354,508	872,774,563	4,242
内訳	特定財源	120,059,940	4,703,497	124,763,437	606
	一般財源	574,360,115	173,651,011	748,011,126	3,636

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、報酬、給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和4年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,726人)

【都市基盤部 道路課】

○分掌事務（令和4年4月1日現在）

- 道路管理係
- (1) 道路の占用及び掘削の許可に関すること。
 - (2) 道路及びその附属物並びに橋りょう等の管理及び維持に関すること。
 - (3) 道路工事に係る連絡調整に関すること。
 - (4) 屋外広告物の許可及び取締りに関すること。
 - (5) 特定公共物（水路を除く。）の維持管理に関すること。
 - (6) 街路灯の管理に係る補助金交付に関すること。
 - (7) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。
- 道路工事係
- (1) 都市計画事業及び市道に係る道路及び橋りょうの調査及び計画に関すること。
 - (2) 都市計画事業（部内の他の課に属するものを除く。）の認可及び補助申請に関すること。
 - (3) 都市計画事業及び市道に係る不動産の取得に関すること。
 - (4) 都市計画事業及び市道に係る道路及びその附属物並びに橋りょう等の新設工事等の測量、設計、施工及び監督に関すること。
 - (5) 私道整備の補助並びに受託工事の設計及び監督に関すること。
- 道路台帳係
- (1) 道路台帳、橋りょう台帳等の管理に関すること。
 - (2) 道路の認定、廃止等に関すること。
 - (3) 道路及び水路の境界確定に関すること。
 - (4) 道路用地の寄附に関すること。
 - (5) 廃道敷の譲渡及び交換に関すること。

(1) 職員の配置状況（令和4年4月1日現在）

（単位：人）

部長	担当部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1				1		1	1	2	4	3	7		1	3		24

※主任のうち1名、技能主任のうち1名は、再任用職員である。

※上記のほか、会計年度任用職員として、道路管理業務専門員1人、道路台帳業務専門員1人、事務補助員1人が配置されている。

(2) 令和3年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額等	決算額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【環境衛生費】								
08 公衆トイレ維持管理費	7,713,000	7,214,229	498,771				7,214,229	
【土木総務費】								
02 屋外広告物関係費	33,000	5,889	27,111		5,889		0	
【道路橋梁総務費】								
02 道路管理事務費	33,784,000	28,326,802	5,457,198			559,000	27,767,802	
【道路維持費】								
01 道路維持補修事業費	193,562,000	180,853,626	12,708,374		16,600,000	24,000	164,229,626	
【道路新設改良費】								
01 道路新設改良事業費	141,095,000	131,651,426	9,443,574		48,455,000	62,800,000	20,396,426	
02 向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画 関連周辺道路整備事業費	15,735,000	12,233,284	3,501,716		2,580,000		9,653,284	
【交通安全施設等整備費】								
01 交通安全施設維持管理費	9,797,000	7,753,795	2,043,205				7,753,795	
02 交通安全施設整備事業費	5,970,000	3,178,678	2,791,322				3,178,678	
【私道整備振興費】								
01 私道整備等事業費	40,440,000	33,601,328	6,838,672				33,601,328	
【街路灯照明費】								
01 街路灯維持管理費	46,756,000	34,138,613	12,617,387				34,138,613	
02 街路灯整備事業費	74,558,000	74,557,236	764				74,557,236	
【街路事業費】								
01 一般管理事務費	773,000	142,846	630,154				142,846	
02 都市計画道路3・4・11号線整備事業費	1,024,820,000	949,343,001	75,476,999		948,423,000		920,001	
03 都市計画道路3・4・24号線整備事業費	203,276,000	177,826,305	25,449,695	67,815,000	27,742,000	24,900,000	57,369,305	
合 計	1,798,312,000	1,640,827,058	157,484,942	67,815,000	1,043,805,889	87,700,000	583,000	440,923,169

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合 計	市民1人当たり決算額 ※3
決 算 額		1,639,836,073	174,420,090	1,814,256,163	8,819
内 訳	特 定 財 源	1,199,903,889	33,994,374	1,233,898,263	5,998
	一 般 財 源	439,932,184	140,425,716	580,357,900	2,821

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、報酬、給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(令和4年3月末日現在の住民基本台帳人口：205,726人)